

# 伊勢市公報

第405号  
令和4年9月20日  
火曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業務受託者選定委員会規則	7
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	10
○ 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）及び伊勢都市計画特定用途制限地域の変更について	11
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	12
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	13
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	14
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	15
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	16
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	17
○ 公売公告兼見積価額公告	18
○ 公示送達	19
○ 公示送達	21
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	23

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和4年9月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第43号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年伊勢市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則(平成17年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の4の見出し及び同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第2条の5とする。

第2条の3の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第3条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第7条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第17条第2項第2号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「育児休業（第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊勢市駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業

務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年9月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 44 号

### 伊勢市駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 148 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 4 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 9 月 12 日 (月) 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

## 伊勢市告示第 149 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
伊勢都市計画特定用途制限地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 150 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 月 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
株式会社 あしたば
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサービス あしたば  
所在地 伊勢市小俣町元町 1069 番地
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
令和 4 年 8 月 31 日 (事業所廃止年月日 : 令和 4 年 9 月 30 日)
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 4 年 9 月 15 日

伊勢市教育委員会  
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 22 日（木）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第 48 号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 4 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,088 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,394 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,787 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 104,361 人

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 201 回総会を次のとおり招集します。

令和 4 年 9 月 8 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 4 年 9 月 15 日（木）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
431	有限会社 侑馬	伊勢市一字田町 397 番地 3	令和 4 年 8 月 25 日

伊勢市公告第 65 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 66 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 4 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 4 年 10 月 7 日（金）13 時 00 分から 令和 4 年 10 月 25 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 4 年 11 月 1 日（火）13 時 00 分から 令和 4 年 11 月 8 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 4 年 11 月 29 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 4 年 11 月 29 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	820,000 円	
公 売 保 証 金	90,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第 67 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 68 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 69 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 4 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。